証券コード　9082
平 成 28 年 6 月　13 日

株 主 各 位

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長　前 島 忻 治

第１０９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第１０９期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都江東区猿江二丁目16番31号
当本社事務所　２階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第109期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第109期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案 剰余金処分の件
第２号議案 取締役４名選任の件
第３号議案 監査役２名選任の件
第４号議案 補欠監査役１名選任の件
第５号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.daiwaj.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による各種経済政策や金融政策を背景に企業収益や雇用情勢の改善が見られるなど、緩やかな回復傾向で推移しました。一方で景気の先行きに関しましては、為替相場の不安定な動向もあり、不透明な状況であります。

ハイヤー・タクシー業界におきましては、常態化した乗務員不足による稼働低下等、厳しい環境のもとにありました。このような情勢のもと、タクシー部門は大和自動車交通グループ2,440台の車両が当社の商標（マーク等）を使用して運行し、お客様を第一に考え、最新の装備とドライバー教育から生まれる「大和のおもてなし」のサービスで、安全な空間と時間の提供に取り組んでおります。また、ＧＰＳ機能を活用したスマートフォン配車や、自動配車受付システム（ＩＶＲ）による迅速な自動配車、各種カードでの決済サービス、東京都内と成田空港、羽田空港、東京ディズニーリゾートの送迎に便利な定額制での運行に加え、妊婦さん向け送迎サービスの「たまごタクシー」、ハイグレードのサービスと快適な車内空間を提供する「プレミアムタクシー」、東京の名所・旧跡をめぐりお客様だけの上質なひとときを提供する「観光タクシー」など、お客様のさらなる利便性の向上と提携各社との相互の発展を目指しております。

ハイヤー部門はタクシー事業の分社化に続き、平成27年４月１日よりその事業を分社化し、責任体制の明確化を図り、介護輸送を含め各事業の競争力を高めるとともにさらなる成長と収益の確保に努めております。

当連結会計年度の売上高は、販売事業における自動車燃料販売部門で原油価格の下落により502百万円減少した影響から17,181百万円と前年同期比3.9％の減収となりました。経費面では燃料単価は低価格で推移しておりましたが、乗務員募集活動の強化による宣伝広告費や採用乗務員研修費等の増加もあり、営業利益は839百万円（前年同期比4.7％減）となりました。前期にて退職給付会計基準変更時差異の償却が終了しており、経常利益は791百万円（前年同期比34.5％増）、千代田区三番町の固定資産譲渡による固定資産売却益を加えた結果、親会社株主に帰属する当期純利益は992百万円（前年同期比131.4％増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 旅客自動車運送部門

旅客自動車運送事業では、タクシー売上高は第４四半期連結会計期間に稼働率がやや低下しましたが、乗務員の営業指導に注力し、「安心・安全・おもてなし」の行動推進により、一車一日当たりの稼働売上は前年に比して増加しております。ハイヤー売上高は得意先企業の経費節減と他社との低価格競争の環境の中、引き続き福祉関係も含めた新規顧客開拓の営業活動に注力してまいりました。その結果、旅客自動車運送事業売上高は12,562百万円（前年同期比0.7％減）、営業利益は92百万円（前年同期比30.5％減）となりました。

② 不動産部門

不動産事業では、テナントの要望に沿った施設の改善に努め、不動産事業の強化と収益の増強を進めておりますが、一部賃貸ビルにおいてテナントの退去があり、不動産事業売上高は912百万円（前年同期比9.9％減）、営業利益は409百万円（前年同期比11.3％減）となりました。

③ 販売部門

自動車燃料販売部門では、原油価格の下落により売上高が減少する中で、人件費や諸経費の削減に努めるとともに、顧客へのきめ細かいサービスの提供を推進してまいりました。金属製品製造販売部門は、堅調な住宅部門に支えられる中、生産効率向上を図り、ＩＳＯ9001を継続取得し製品の品質向上を進めてまいりました。その結果、販売事業売上高は3,705百万円（前年同期比12.0％減）、営業利益は292百万円（前年同期比18.3％増）となりました。

（注）売上高に消費税等は含まれておりません。

⑵ 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、名古路木場ビル等で改修工事を実施いたしました。なお設備資金は自己資金及び借入金で調達いたしました。

⑶ 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、株価や為替といった金融市場の不安定な動向もあり、景気の先行きに依然不透明感が漂う状況が続くものと思われます。ハイヤー、タクシー業界におきましても、常態化した乗務員不足や原油価格の動向等、厳しい環境が続くと考えております。

その様な状況の中、当社グループといたしましては、今後、情報技術や自動車関連技術のさらなる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2016年４月をスタートとする中期経営計画“Start80”を策定しました。各事業の

独立採算意識の向上と責任体制の明確化を図り、目まぐるしく変化する経営環境において柔軟かつ的確に判断・対応して、持続可能な事業の確立を目指してまいります。

営業面では、採算を重視しながら各種ニーズに合わせたサービスの提供を図るとともに、安全マネジメントの遂行・法令遵守を推進し、さらに「大和のおもてなし」教育から生まれる総合的な質の高い利用者サービスの向上に努めます。また、乗務員不足への対応に関しましても、優良な乗務員の採用に注力する他、新卒採用や女性の採用も進め、稼働率と売上高の向上に努めます。

車両点検整備についても注力し、安全輸送への努力と利用者のニーズに対応し、グループ内の全事業所でグリーン経営認証（環境対応度評価制度）を維持・推進し、環境への貢献に努めてまいります。

不動産事業におきましては、テナントの要望にそった施設の改善に努め、さらに不動産の有効活用を進めます。

販売事業といたしましては、ガソリン及びＬＰＧの市況は引続き厳しい状況が続いておりますが、事業の効率化をより一層進めてまいります。

当社グループの総力を挙げて、以上の諸施策を実施することにより、収支の改善、安定した企業基盤固めを推進してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

連結

区　　分	第106期 [24. 4～25. 3]	第107期 [25. 4～26. 3]	第108期 [26. 4～27. 3]	第109期 [27. 4～28. 3]
	千円	千円	千円	千円
売　上　高	17,233,919	17,728,787	17,881,684	17,181,249
経　常　利　益	349,082	15,677	588,576	791,663
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△437,587	3,342,419	428,758	992,358
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△43円89銭	335円30銭	43円02銭	99円60銭
総　資　産	17,488,477	24,384,580	23,783,041	23,125,361
純　資　産	3,309,824	6,615,353	7,293,475	8,097,465

個別

区　　分	第106期 [24. 4～25. 3]	第107期 [25. 4～26. 3]	第108期 [26. 4～27. 3]	第109期 [27. 4～28. 3]
	千円	千円	千円	千円
売上高及び営業収益	9,069,472	9,488,490	4,576,358	2,157,185
経常利益又は経常損失(△)	206,807	△119,908	404,781	275,232
当期純利益又は当期純損失(△)	△443,664	3,293,549	319,997	543,235
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△44円50銭	330円40銭	32円11銭	54円52銭
総　資　産	14,582,475	21,251,162	19,628,226	18,755,979
純　資　産	3,672,839	6,948,682	7,363,222	7,832,069

(注)　第108期の売上高及び営業収益の大幅な変動は、当社が平成26年４月１日に会社分割（簡易新設分割）により新設子会社にタクシー事業を承継させたことによるものであります。
第109期の売上高及び営業収益の大幅な変動は、当社が平成27年４月１日に会社分割（簡易新設分割）により新設子会社にハイヤー事業を承継させたことによるものであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①　重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	千円	%	
大和物産株式会社	30,000	100.0	自動車用燃料等販売業
大和自動車株式会社	54,100	100.0	タクシー業
株式会社大和自動車教習所	30,000	100.0	－
大和工機株式会社	45,000	100.0	金属製品製造業
大和自動車王子株式会社	10,000	100.0	タクシー業
株式会社スリーディ	30,000	100.0	不動産業
大和交通保谷株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通羽田株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通江東株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通立川株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10,000	100.0	ハイヤー業
日本自動車メーター株式会社	20,000	85.3	自動車用品販売・修理

(注)　株式会社大和自動車教習所は平成22年１月31日付けで閉鎖しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社の事業は旅客の輸送を主たる目的とする一般乗用旅客自動車運送事業、不動産の売買、賃貸及び仲介、管理業並びにこれらに附帯する諸事業であります。

(7) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

(a) 当社

賃貸ビル

ビル名	所在地	ビル名	所在地
テラス銀座	東京都中央区	テラス猿江	東京都江東区
テラス日本橋	東京都中央区	テラス亀戸	東京都江東区
大和銀座一ビル	東京都中央区	メゾン大島リバーサイド	東京都江東区
十一屋ビル	東京都中央区	メゾン大島イースト	東京都江東区
木村ビル	東京都中央区	名古路木場ビル	東京都江東区
藤和東神田ビル	東京都千代田区	テラス弥生町	東京都板橋区
アルテビル東神田Ⅱ	東京都千代田区	大和王子ビル	東京都北区
飯田橋デルタビル	東京都文京区	テラス府中	東京都府中市
ヒルサイドスクウェア	東京都豊島区	テラス浦安	千葉県浦安市

(b) 子会社

事業の種類別セグメントの名称	子会社名	所在地
旅客自動車運送事業	大和自動車株式会社	東京都江東区
	大和自動車王子株式会社	東京都北区
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通羽田株式会社	東京都大田区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
不動産事業	株式会社スリーディ	東京都中央区
販売事業	大和物産株式会社	東京都江東区
	大和工機株式会社	山梨県笛吹市
	日本自動車メーター株式会社	東京都江東区

(8) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,959名	△73名
不動産事業	33名	2名
販売事業	120名	△1名
全社（共通）	96名	11名
合計	2,208名	△61名

（注） 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名	△303名	41.9歳	11.6年

（注1） 従業員数は就業人員であります。
（注2） 従業員数の大幅な変動は、当社が平成27年４月１日に会社分割（簡易新設分割）により新設子会社にハイヤー事業を承継させたことによるものであります。

(9) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,558百万円
株式会社みずほ銀行	1,826百万円
株式会社商工組合中央金庫	597百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	574百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	239百万円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　40,000,000株
② 発行済株式の総数　10,500,000株
③ 株主数　717名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
新倉能文	1,510千株	15.16%
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	1,363千株	13.68%
太陽生命保険株式会社	750千株	7.53%
吉田満	632千株	6.34%
第一生命保険株式会社	550千株	5.52%
東都自動車株式会社	345千株	3.46%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	340千株	3.41%
安田一	300千株	3.01%
株式会社リード	289千株	2.90%
株式会社三井住友銀行	260千株	2.61%

（注）１．持株比率は自己株式（537,542株）を控除して計算しております。
２．上記大株主の新倉能文氏（当社元取締役会長）は平成27年９月４日に逝去されましたが、平成28年3月31日現在名義変更手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前島忻治	最高業務執行責任者 株式会社スリーディ　代表取締役社長 大和工機株式会社　代表取締役社長
常務取締役	大塚一基	執行役員営業企画部長 経理、財務担当 大和物産株式会社　代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社　代表取締役社長
常務取締役	齋藤康典	執行役員総務部長 労務担当 大和交通保谷株式会社　代表取締役社長
取締役	黒崎博次	執行役員関連事業部長 不動産、福祉担当
取締役	石塚重勝	執行役員ハイヤー事業統括部長
取締役	加藤雄二郎	執行役員経理部長 経理、財務担当
取締役	小山哲男	執行役員タクシー事業統括部長・安全管理部長
取締役	大泉光一	第一生命情報システム株式会社　代表取締役社長
取締役	朝倉正巳	Ｔ＆Ｄリース株式会社　代表取締役社長 株式会社ジェーシービー　社外監査役
常勤監査役	大野保明	
監査役	鐵義正	
監査役	若槻治彦	

（注）１．取締役会長　新倉能文氏は、平成27年９月４日に逝去により退任いたしました。退任時に重要な兼職はありません。
２．取締役　宮野隆幸及び土屋弘の両氏は、平成27年６月26日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
３．取締役　石塚重勝氏、加藤雄二郎氏、小山哲男氏は、平成27年６月26日開催の第108期定時株主総会において選任され、就任いたしました。
４．取締役　朝倉正巳氏は平成27年６月26日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、同総会において取締役に選任され、就任いたしました。
５．取締役　大泉光一及び朝倉正巳の両氏は、社外取締役であります。
６．監査役　鐵義正及び若槻治彦の両氏は、社外監査役であります。
７．監査役　鐵義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
８．監査役　鐵義正及び若槻治彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第１項に関する責任について、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	取　締　役 （うち社外取締役）		監　査　役 （うち社外監査役）		計	
	人数(名)	金額(百万円)	人数(名)	金額(百万円)	人数(名)	金額(百万円)
基本報酬	12 (2)	77 (3)	4 (3)	13 (4)	15	91
退職慰労金	8 (1)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	11	1
計	12 (2)	78 (3)	4 (3)	14 (5)	15	93

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成７年６月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。
４．上記退職慰労金の額は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額であります。
５．上記のほか、平成27年６月26日開催の第108期定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を支給しております。
取締役　4名　71百万円

④ 社外役員に関する事項

取締役　大泉　光一

ア、重要な兼職先と当社との関係

第一生命情報システム株式会社　代表取締役社長

第一生命情報システム株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

取締役　朝倉　正巳

ア、重要な兼職先と当社との関係

Ｔ＆Ｄリース株式会社　代表取締役社長

株式会社ジェーシービー　社外監査役

Ｔ＆Ｄリース株式会社と当社は、リース契約の取引関係があります。

株式会社ジェーシービーと当社は、加盟店契約の取引関係があります。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中12回出席（社外監査役在任時の３回中３回、社外取締役就任後の10回中９回に出席）するとともに、社外監査役在任時に開催した監査役会２回中２回に出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役　鐵　義正

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、監査役会は７回中７回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役　若槻　治彦

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

昨年６月に社外監査役に就任後、取締役会は10回中10回出席、監査役会は５回中５回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

（注）１．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑤ 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、平成28年１月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革、及び監査現場の改革等の施策を実施していること、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。

(2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。

(3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報体制を整備する。

(4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。

(2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。

(3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。

(2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。

(2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。

(2)グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。

(3)当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的に実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

(2)監査役の職務を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

⑧監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。

(2)内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。

(3)監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。

⑨取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

(1)子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

(2)当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。

⑪報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

(2)監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1)取締役の職務執行

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

(2)監査役の職務執行

監査役は、当該事業年度において監査役会を７回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。

(3)内部監査の実施

計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、平成26年６月27日開催の定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

２．基本方針の実現に資する特別な取組み

(1)　企業価値向上への取組み

当社は、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、旅客自動車運送事業を中心とした運営により、社会発展に貢献するという基本方針のもと、事業活動を行っております。

旅客自動車運送事業におきましては、事業所の再配置大型化による営業拡大と効率化を進め、人件費を含めた社内経費の節減による更なる収支改善を図ります。営業面では、ハイヤー部門は採算にあった売上の向上と新規顧客の開拓を積極的に推進してまいります。タクシー部門は全タクシー車両に導入した自動日報システム、デジタルタコメーター、事故発生時の動画データを活用し、安全輸送・事故撲滅を推進し、さらにデジタル無線による顧客管理システムにより配車の効率化・省力化を進め、総合的に利用者サービスの向上に努めます。また、環境対策としてはクリーン燃料であるＬＰガスの使用及び車両点検整備体制を推進してまいります。

不動産事業におきましては、テナントの要望にそった施設の改善に努めます。さらに、不動産の有効活用を推進してまいります。

販売事業におきましては、ガソリン及びＬＰガスの市況は原油価格の動向など先行き不透明であり、引き続き厳しい業況が続くと思われますが、事業の効率化をより一層進めてまいります。さらに、顧客の新規開拓から販売数量の増販や環境対策商品・省エネ商品の開拓等を推進し、社会環境に寄与いたします。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を実現し、「環境にやさしい企業」をめざしてさらなる安定した企業基盤固めを推進していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ当社及び当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2)　コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を取締役９名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、執行役員間において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。執行役員からなる経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

３．本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.daiwaj.com/）に掲載しております。

以上

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,958,346**	**流動負債**	**3,961,523**
現金及び預金	1,933,781	支払手形及び買掛金	481,634
受取手形及び売掛金	1,362,439	1年内償還予定の社債	125,000
販売用不動産	3,256	短期借入金	180,000
商品及び製品	34,214	1年内返済予定の長期借入金	929,184
仕掛品	18,606	リース債務	441,541
原材料及び貯蔵品	51,046	未払金	52,191
前払金	16,741	未払費用	831,760
前払費用	298,802	未払法人税等	236,067
繰延税金資産	101,937	未払消費税等	293,132
その他	169,099	前受金	26,605
貸倒引当金	△31,578	賞与引当金	116,474
固定資産	**19,167,014**	その他	247,931
有形固定資産	**17,988,496**	**固定負債**	**11,066,372**
建物及び構築物	6,316,927	社債	2,040,000
機械器具及び什器備品	257,940	長期借入金	5,368,211
車両運搬具	88,939	リース債務	715,099
土地	10,251,471	長期預り金	378,957
リース資産	1,060,543	繰延税金負債	1,385,301
建設仮勘定	12,674	退職給付に係る負債	903,773
無形固定資産	**40,202**	資産除去債務	231,341
通信施設利用権	896	その他	43,688
ソフトウェア	23,715	**負債合計**	**15,027,896**
その他	15,590	≪純資産の部≫	
投資その他の資産	**1,138,314**	**株主資本**	**7,976,599**
投資有価証券	469,408	**資本金**	**525,000**
長期貸付金	34,217	**資本剰余金**	**2,491**
長期前払費用	140,117	**利益剰余金**	**7,716,734**
繰延税金資産	161,837	**自己株式**	**△267,626**
その他	454,962	**その他の包括利益累計額**	**70,832**
貸倒引当金	△122,227	その他有価証券評価差額金	50,499
		退職給付に係る調整累計額	20,332
		非支配株主持分	**50,034**
		純資産合計	**8,097,465**
［資産合計］	**23,125,361**	**［負債・純資産合計］**	**23,125,361**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		17,181,249
売上原価		15,051,466
売上総利益		2,129,782
販売費及び一般管理費		1,290,384
営業利益		839,397
営業外収益		
受取利息	1,881	
受取配当金	14,874	
受取車検費用	6,165	
保険配当金	25,758	
受取保険金	55,910	
その他	43,120	147,710
営業外費用		
支払利息	187,328	
その他	8,116	195,444
経常利益		791,663
特別利益		
固定資産売却益	255,141	
投資有価証券売却益	26	255,167
特別損失		
固定資産除却損	16,008	
社葬費用	10,705	26,714
税金等調整前当期純利益		1,020,117
法人税、住民税及び事業税	348,864	
法人税等調整額	△319,826	29,038
当期純利益		991,079
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△1,279
親会社株主に帰属する当期純利益		992,358

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	525,000	2,491	6,779,181	△265,891	7,040,782
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△54,806	－	△54,806
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	992,358	－	992,358
自己株式の取得	－	－	－	△1,735	△1,735
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	937,552	△1,735	935,816
当期末残高	525,000	2,491	7,716,734	△267,626	7,976,599

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	128,467	72,911	201,379	51,313	7,293,475
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△54,806
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	992,358
自己株式の取得	－	－	－	－	△1,735
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△77,967	△52,579	△130,547	△1,279	△131,827
当期変動額合計	△77,967	△52,579	△130,547	△1,279	803,989
当期末残高	50,499	20,332	70,832	50,034	8,097,465

連結注記表

１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

２．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

３．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されています。当該連結子会社は、大和物産株式会社、大和自動車株式会社、株式会社大和自動車教習所、大和工機株式会社、株式会社スリーディ、大和自動車王子株式会社、大和交通保谷株式会社、日本自動車メーター株式会社、大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社、大和自動車交通ハイヤー株式会社の12社であります。

なお、当連結会計年度より、新たに設立した大和自動車交通ハイヤー株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数　　０社

持分法非適用関連会社数　１社

会社名　株式会社東京四社営業委員会

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないので持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結計算書類提出会社の決算日に一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券　　時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産	個別法
商品及び製品	主として総平均法
仕掛品	先入先出法
原材料及び貯蔵品	
燃料・油脂	総平均法
部品・資材・原材料	先入先出法

③　固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

車両運搬具　定額法

建物・その他有形固定資産　定率法

ただし平成10年４月１日以降取得した建物（建物附帯設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具

２年～７年

建物及び構築物

２年～60年

機械器具及び什器備品

２年～20年

ロ．無形固定資産　定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、平成20年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異	数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理することにしております。

⑥　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	支払金利に係るスワップ取引（以下、金利スワップ取引）の特例処理を資金調達取引に適用しております。
ロ．ヘッジ手段	金利スワップ取引
ハ．ヘッジ対象	金利の変動によるリスクにさらされている資金調達取引
ニ．ヘッジ方針	資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引により特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。
ホ．ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップは特例処理の条件を満たしているので有効性の評価を省略しております。

⑦　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

４．会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

５．追加情報

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が68,347千円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が67,526千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が972千円、退職給付に係る調整累計額が△152千円それぞれ増加しております。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止

当社及び連結子会社５社の役員退職慰労引当金については、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成27年６月開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

同制度廃止に伴い、在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給を同株主総会で決議し、役員退職慰労引当金残高113,959千円のうち、当連結会計年度末における残高43,688千円を、固定負債の「その他」に43,688千円計上しております。

６．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	74,349千円
建物及び構築物	4,997,264千円
土地	9,546,353千円
合計	14,617,967千円

② 担保に係る債務

短期借入金	180,000千円
1年内償還予定の社債	125,000千円
1年内返済予定の長期借入金	692,558千円
社債	2,040,000千円
長期借入金	5,047,923千円
合計	8,085,481千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	5,677,854千円

（注）減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日平成24年９月25日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

① 平成26年３月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成25年３月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 平成25年３月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,500,000	－	－	10,500,000
自己株式				
普通株式	534,290	3,252	－	537,542

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	34,879	(注) 3.5	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月11日取締役会	普通株式	19,926	2.0	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(注) 1株当たり配当金には創立70周年記念配当2.0円が含まれております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日定時株主総会	普通株式	19,924	利益剰余金	2.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、作業用機械の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引によっております。

(1) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	4,245千円
減価償却費相当額	3,641千円
支払利息相当額	164千円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

９．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理の方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、リース債務及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、当社の資金調達に関るシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,933,781	1,933,781	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,362,439	1,362,439	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	412,081	412,081	－
資産計	3,708,302	3,708,302	－
(4) 支払手形及び買掛金	481,634	481,634	－
(5) 未払費用	831,760	831,760	－
(6) 短期借入金	180,000	180,000	－
(7) 社債（注3）	2,165,000	2,203,319	38,319
(8) 長期借入金（注3）	6,297,395	6,418,916	121,521
(9) リース債務（注3）	1,156,640	1,170,293	13,652
負債計	11,112,430	11,285,923	173,493
(10) デリバティブ取引	－	－	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払費用及び(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金及び(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元

利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額57,326千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務は、１年以内に期限の到来する金額を含めて記載しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業用施設、賃貸住宅、駐車場を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,998,978	11,353,798

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の評価額は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

11. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	807円78銭
１株当たり当期純利益	99円60銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式処分

当社は、平成28年５月16日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とした業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を前提に、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

① 処分の概要

（イ）処分期日

平成28年８月23日

（ロ）処分株式数

216,000株

（ハ）処分価額

未定（平成28年８月10日に開催予定の当社取締役会にて、当該取締役会の前営業日（平成28年８月９日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の価格で決定します。）

（ニ）資金調達の額

未定（平成28 年８月10日に開催予定の当社取締役会にて決定します。（ハ）にて決定された処分価額に（ロ）の処分株式数216,000 株を乗じて得られた額となります。）

（ホ）処分方法

第三者割当による処分

（ヘ）処分先

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）

（ト）その他

本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

② 処分の目的及び理由

当社は、平成28年５月16日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入することを決議し、平成28年６月29日開催の定時株主総会に付議いたします。

本制度では、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下、「ＢＩＰ信託」といいます。）と称される仕組みを採用いたします。ＢＩＰ信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、ＢＩＰ信託が取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて、交付するものです。

本自己株式処分は、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬ＢＩＰ信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）に対する第三者割当による自己株式処分であります。

③　調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（イ）調達する資金の額

払込金額の総額　　124,416千円（※）

（※）払込金額の総額は平成28年５月13日現在の東京証券取引所における、当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

発行諸費用の概算額　　－千円

差引手取概算額　　124,416千円

（ロ）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額124,416千円については、払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

④　資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

(2) 自己株式の取得

当社は、平成28年５月16日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法を決議し、その決議に基づき、自己株式の取得を行いました。

①　取得の理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本戦略を遂行するため。

②　取締役会決議の内容

（イ）取得の方法

東京証券取引所における自己株式立会外買付取引

（ロ）取得する株式の種類と総数

普通株式　300,000株

（ハ）取得価額の総額

172,800千円

③　取得の内容

（イ）取得日

平成28年５月17日

（ロ）取得した株式の種類と総数

普通株式　300,000株

（ハ）取得価額の総額

172,800千円

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,113,694**	**流動負債**	**1,899,170**
現金及び預金	944,106	買掛金	207,379
売掛金	196,454	1年内償還予定の社債	120,000
貯蔵品	9,659	1年内返済予定の長期借入金	557,228
前払金	4,105	リース債務	59,428
前払費用	78,369	未払金	118,467
繰延税金資産	25,489	未払費用	207,250
短期貸付金	38,079	未払法人税等	61,242
未収入金	783,465	前受金	12,650
その他	49,536	短期預り金	46,628
貸倒引当金	△15,571	関係会社預り金	411,280
固定資産	**16,642,284**	前受収益	69,816
有形固定資産	**15,257,348**	賞与引当金	27,800
建物	5,270,771	**固定負債**	**9,024,740**
建物附帯設備	511,401	社債	2,040,000
構築物	269,396	長期借入金	4,853,516
機械器具	12,679	リース債務	19,168
車両運搬具	145	繰延税金負債	1,279,535
什器備品	75,771	長期預り金	344,930
土地	9,068,210	退職給付引当金	333,469
リース資産	35,362	資産除去債務	114,686
建設仮勘定	13,608	その他	39,432
無形固定資産	**28,057**	**負債合計**	**10,923,910**
通信施設利用権	896	≪純資産の部≫	
ソフトウェア	20,246	**株主資本**	**7,800,921**
その他	6,914	**資本金**	**525,000**
投資その他の資産	**1,356,877**	**資本剰余金**	**2,491**
投資有価証券	202,723	資本準備金	2,491
関係会社株式	828,359	**利益剰余金**	**7,541,056**
差入保証金	10,376	利益準備金	131,250
長期貸付金	24,737	その他利益剰余金	7,409,806
関係会社長期貸付金	186,482	退職積立金	197,550
その他	236,917	固定資産圧縮積立金	3,198,366
貸倒引当金	△132,718	別途積立金	1,146,000
		繰越利益剰余金	2,867,890
		自己株式	**△267,626**
		評価・換算差額等	**31,147**
		その他有価証券評価差額金	31,147
		純資産合計	**7,832,069**
[資産合計]	18,755,979	[負債・純資産合計]	18,755,979

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,450,441
営業収益		706,744
売上高及び営業収益		2,157,185
売上原価		954,035
営業費用		856,757
売上原価及び営業費用		1,810,792
売上総利益		346,393
販売費及び一般管理費		57,295
営業利益		289,097
営業外収益		
受取利息	3,358	
受取配当金	5,781	
受取車検費用	1,910	
保険配当金	25,727	
受取保険金	54,248	
その他	38,950	129,977
営業外費用		
支払利息	141,842	
その他	2,000	143,842
経常利益		275,232
特別利益		
固定資産売却益	237,106	
投資有価証券売却益	26	237,133
特別損失		
固定資産除却損	101	
社葬費用	10,705	10,806
税引前当期純利益		501,558
法人税、住民税及び事業税	141,506	
法人税等調整額	△183,183	△41,676
当期純利益		543,235

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				退職積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,168,450	1,146,000	2,409,378	△265,891	7,314,228
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△54,806	－	△54,806
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△1,735	△1,735
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	△47,224	－	47,224	－	－
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額	－	－	－	－	77,141	－	△77,141	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－	543,235	－	543,235
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	29,916	－	458,511	△1,735	486,692
当期末残高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,198,366	1,146,000	2,867,890	△267,626	7,800,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	48,994	48,994	7,363,222
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△54,806
自己株式の取得	－	－	△1,735
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額	－	－	－
当期純利益	－	－	543,235
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△17,846	△17,846	△17,846
当期変動額合計	△17,846	△17,846	468,846
当期末残高	31,147	31,147	7,832,069

個別注記表

１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

２．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

３．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

燃料・油脂　総平均法

部品・資材　先入先出法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

車両運搬具　定額法

建物・その他有形固定資産　定率法

ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附帯設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具

２年～７年

建物及び構築物

２年～50年

機械器具及び什器備品

２年～20年

② 無形固定資産　定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、平成20年３月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌期から処理することにしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　支払金利に係るスワップ取引（以下、金利スワップ取引）の特例処理を資金調達取引に適用しております。

② ヘッジ手段　金利スワップ取引

③ ヘッジ対象　金利の変動によるリスクにさらされている資金調達取引

④ ヘッジ方針　資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引により特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

⑤ ヘッジ有効性評価の方法　金利スワップは特例処理の条件を満たしているので有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

４．追加情報

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9％、平成30年４月１日以降のものについては30.6％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が68,781千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が68,027千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が754千円増加しております。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止

当社の役員退職慰労引当金については、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成27年６月開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

同制度廃止に伴い、在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給を同株主総会で決議し、役員退職慰労引当金残高91,592千円のうち、当事業年度末における残高31,269千円を、固定負債の「その他」に31,269千円計上しております。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	4,892,578千円
土地	8,412,430千円
合計	13,305,009千円

② 担保に係る債務

1年内償還予定の社債	120,000千円
1年内返済予定の長期借入金	473,628千円
社債	2,040,000千円
長期借入金	4,697,216千円
合計	7,330,844千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,920,933千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

次の関係会社等において、金融機関からの借入及び取引先からの仕入債務等に対し債務保証を行っております。

保証先	金額(千円)	内容
大和自動車㈱	125,000	借入債務
日本自動車メーター㈱	91,634	借入債務
大和工機㈱	26,230	借入債務
大和交通保谷㈱	8,000	借入債務
大和物産㈱	1,340	仕入債務
計	252,204	―

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	496,059千円
長期金銭債権	97千円
短期金銭債務	157,151千円

(5) 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約(契約日平成24年９月25日)を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

① 平成26年３月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成25年３月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 平成25年３月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を２期連続して損失としないこと。

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	575,684千円
営業収益	586,153千円
営業費用等	246,217千円
営業取引以外の取引高	17,306千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期中増加株式数(株)	当期中減少株式数(株)	当期末株式数(株)
自己株式				
普通株式	534,290	3,252	－	537,542

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税	3,980千円
退職給付引当金	102,167千円
賞与引当金	8,579千円
ゴルフ会員権	35,090千円
貸倒引当金	15,613千円
資産除去債務	35,117千円
固定資産減損損失	161,689千円
関係会社株式	179,090千円
その他	50,264千円
繰延税金資産小計	591,592千円
評価性引当額	407,839千円
繰延税金資産合計	183,753千円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	1,412,015千円
その他有価証券評価差額金	13,746千円
その他	12,037千円
繰延税金負債合計	1,437,799千円
繰延税金負債純額	1,254,046千円

（注）繰延税金資産及び負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産―繰延税金資産	25,489千円
固定負債―繰延税金負債	1,279,535千円

９．関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	大和自動車㈱	所有直接100%	資金の貸付役員の兼任	ブランド料・建物他の賃貸(注1)	188,428	－	－
子会社	大和自動車交通ハイヤー㈱	所有直接100%	役員の兼任	ブランド料・建物他の賃貸(注1)	343,681	未収入金	25,840
				経費立替等	1,726,539	－	－
				資金の預り	2,969,615	関係会社預り金	8,023
				資金の返済	2,961,592		
				会社分割(注2)			
				分割資産合計	583,246	－	－
				分割負債合計	549,437		
子会社	大和自動車交通羽田㈱	所有直接100%	役員の兼任	経費立替等	754,587	－	－
				資金の預り	1,608,921	関係会社預り金	26,766
				資金の返済	1,659,719		
子会社	大和自動車交通江東㈱	所有直接100%	役員の兼任	ブランド料・建物他の賃貸(注1)	311,504	－	－
				資金の預り	5,336,872	関係会社預り金	376,420
				資金の返済	5,203,616		
				経費立替等	2,126,460	－	－
子会社	大和自動車交通立川㈱	所有直接100%	役員の兼任	経費立替等	484,465	未収入金	9,873
				資金の預り	957,217	－	－
				資金の返済	1,002,933		

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注1）ブランド料については、子会社の売上高に一定の料率を乗じて決定しております。また、建物他の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、賃貸料金額を決定しております。

（注2）会社分割（簡易新設分割）を行い、資産及び負債を承継しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	786円16銭
１株当たり当期純利益	54円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式処分

当社は、平成28年５月16日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とした業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を前提に、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

① 処分の概要

（イ）処分期日

平成28年８月23日

（ロ）処分株式数

216,000株

（ハ）処分価額

未定（平成28年８月10日に開催予定の当社取締役会にて、当該取締役会の前営業日（平成28年８月９日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の価格で決定します。）

（ニ）資金調達の額

未定（平成28 年８月10日に開催予定の当社取締役会にて決定します。（ハ）にて決定された処分価額に（ロ）の処分株式数216,000 株を乗じて得られた額となります。）

（ホ）処分方法

第三者割当による処分

（ヘ）処分先

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）

（ト）その他

本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

② 処分の目的及び理由

当社は、平成28年５月16日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入することを決議し、平成28年６月29日開催の定時株主総会に付議いたします。

本制度では、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下、「ＢＩＰ信託」といいます。）と称される仕組みを採用いたします。ＢＩＰ信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、ＢＩＰ信託が取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて、交付するものです。

本自己株式処分は、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬ＢＩＰ信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）に対する第三者割当による自己株式処分であります。

③　調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（イ）調達する資金の額

払込金額の総額　　124,416千円（※）

（※）払込金額の総額は平成28年５月13日現在の東京証券取引所における、当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

発行諸費用の概算額　　－千円

差引手取概算額　　124,416千円

（ロ）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額124,416千円については、払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

④　資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

(2) 自己株式の取得

当社は、平成28年５月16日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法を決議し、その決議に基づき、自己株式の取得を行いました。

①　取得の理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本戦略を遂行するため。

②　取締役会決議の内容

（イ）取得の方法

東京証券取引所における自己株式立会外買付取引

（ロ）取得する株式の種類と総数

普通株式　300,000株

（ハ）取得価額の総額

172,800千円

③　取得の内容

（イ）取得日

平成28年５月17日

（ロ）取得した株式の種類と総数

普通株式　300,000株

（ハ）取得価額の総額

172,800千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 23 日

大和自動車交通株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 原 明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 原 義 勝 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平 成 28 年 5 月 23 日

大和自動車交通株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 原 明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 原 義 勝 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１０９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 26 日

大和自動車交通株式会社　監査役会

常勤監査役　大野保明　㊞

監査役　鐵義正　㊞

監査役　若槻治彦　㊞

（注）　監査役鐵義正、若槻治彦各氏は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第109期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金２円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、19,924,916円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役大塚一基氏、齋藤康典氏、黒崎博次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役朝倉正巳氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大塚（おおつか）　一基（かずき） （昭和35年７月1日生）	昭和59年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成25年５月　当社入社 平成25年10月　当社執行役員総合企画部長 平成26年４月　当社執行役員営業企画部長 平成26年６月　当社取締役　執行役員営業企画部長 平成27年６月　当社常務取締役　執行役員営業企画部長 経理、財務担当 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 大和物産株式会社　代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社　代表取締役社長	3,000株
2	齋藤（さいとう）　康典（やすのり） （昭和35年11月22日生）	昭和61年３月　当社入社 平成13年11月　当社人事課長 平成17年７月　当社総務部次長 平成19年６月　当社執行役員総務部長 平成26年６月　当社取締役　執行役員総務部長 平成27年６月　当社常務取締役　執行役員総務部長 労務担当 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 大和交通保谷株式会社　代表取締役社長	11,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ 新倉 眞由美（にいくら まゆみ） （昭和30年１月５日生）	平成17年11月　著述業など （現在に至る）	10,300株
4	※ 上原 弘久（うえはら ひろひさ） （昭和37年１月25日生）	昭和59年４月　太陽生命保険相互会社（現太陽生命保険株式会社）入社 平成26年４月　同社執行役員証券運用部長 平成26年６月　同社取締役　執行役員証券運用部長 平成27年４月　同社取締役　常務執行役員 平成28年４月　同社取締役　専務執行役員 （現在に至る）	0株

（注）１．※は新任取締役候補者であります。

２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

３．候補者大塚一基氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する相当な知見を有しており、また現在、当社において常務取締役を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。

４．候補者齋藤康典氏は、当社において、総務・労務部門を中心に豊富な経験を有しており、また現在、常務取締役を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。

５．候補者新倉眞由美氏は、創業家である新倉家出身であり、従業員や取引先からの求心力を高め、さらに強固なものにする効果を期待でき、また多様性の観点から取締役会の活性化を図るため、取締役として選任をお願いするものであります。

６．候補者新倉眞由美氏及び上原弘久氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。

７．候補者上原弘久氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、上原弘久氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。

８．上原弘久氏につきましては、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

９．上原弘久氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

10．上原弘久氏は当社の親会社等ではなく、また過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

11．上原弘久氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、

また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

12. 上原弘久氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
13. 上原弘久氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役大野保明氏及び鐵義正氏は、任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大野（おおの）　保明（やすあき） （昭和16年３月16日生）	昭和40年３月　当社入社 平成13年３月　当社経理部長 平成14年６月　当社取締役 平成17年６月　大和交通株式会社（現大和自動車王子株式会社）専務取締役 平成23年６月　大和工機株式会社　監査役 平成24年６月　当社監査役 （現在に至る）	63,000株
2	鐵（てつ）　義正（よしまさ） （昭和23年12月23日生）	昭和51年１月　監査法人第一監査事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和56年８月　公認会計士開業登録 昭和62年５月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）社員 平成９年８月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成23年６月　新日本有限責任監査法人　退職 平成24年６月　当社監査役 （現在に至る）	0株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．候補者大野保明氏は、当社において、経理部門を中心に豊富な経験を有しており、また現在、監査役を務め、財務及び会計に関して豊富な経験・知見を有していることから、監査役として選任をお願いするものであります。

３．候補者鐵義正氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、鐵義正氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

４．鐵義正氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．鐵義正氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

６．鐵義正氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

７．鐵義正氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

８．鐵義正氏は当社の親会社等ではなく、また過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

9．鐵義正氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

10. 鐵義正氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

11. 鐵義正氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

12. 鐵義正氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び当社における地位 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当社の株式数
おおむら　まさふみ 大村　正文 （昭和33年１月２日生）	昭和58年１月　監査法人第一監査事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 平成22年12月　学校法人大原学園大原簿記学校　非常勤講師 平成23年５月　財務省関東財務局　特定任期付職員 平成26年５月　株式会社大黒屋入社 平成26年６月　当社補欠監査役 （現在に至る）	0株

（注）１．大村正文氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．大村正文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、大村正文氏が監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。

３．大村正文氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．大村正文氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５．大村正文氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

６．大村正文氏は当社の親会社等ではなく、また過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。

７．大村正文氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

８．大村正文氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

９．大村正文氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

10．大村正文氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に関する責任について、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」のみで構成されていますが、新たに、取締役を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成27年６月26日開催の第108期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第２号議案「取締役４名選任の件」が原案通り承認可決されますと７名となります。

２．本制度における報酬等の額及び内容等

(1)　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式の交付が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式の交付の対象者	・当社の取締役（社外取締役を除く。）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・３事業年度を対象として、合計200百万円
取締役が取得する当社株式の数の上限及び当社株式の取得方法（下記（2）及び（3）のとおり。）	・取締役に付与される１年あたりのポイントの総数の上限は、110,000ポイント ・取締役に付与される１年あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数（平成28年３月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約1.1％ ・当社株式は、当社（自己株式処分）または株式市場から取得

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・毎年の業績目標の達成度に応じて変動

④取締役に対する当社株式の交付の時期（下記（4）のとおり。）	・取締役の退任時

(2)　当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は平成29年３月31日で終了する事業年度から平成31年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計200百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第３段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式の交付を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計200百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式の交付を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、200百万円の範囲内とします。

(3)　取締役が取得する当社株式の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年６月１日に、同年３月31日で終了する事業年度（初回は平成29年３月31日で終了する事業年度。）における業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。取締役には、退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式の交付が行われます。

１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じ

た場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役に付与される１年あたりのポイントの総数は110,000ポイントを上限とします。

(4)　取締役に対する当社株式の交付の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式の交付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5)　本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6)　本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることになります。

(7)　その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）

なお、本制度の詳細については、当社平成28年５月16日付「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社平成28年５月16日付適時開示
「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（抜粋）

１．　本制度の導入について

(1)　当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします（※）。

(2)　本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(3)　本制度では、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「ＢＩＰ信託」という。）と称される仕組みを採用します。ＢＩＰ信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、ＢＩＰ信託が取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて、交付するものです。

(4)　当社は、本制度の実施のため設定したＢＩＰ信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

（※）　本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることになります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については「基本報酬」のみによって構成されます。

２．　本制度の概要

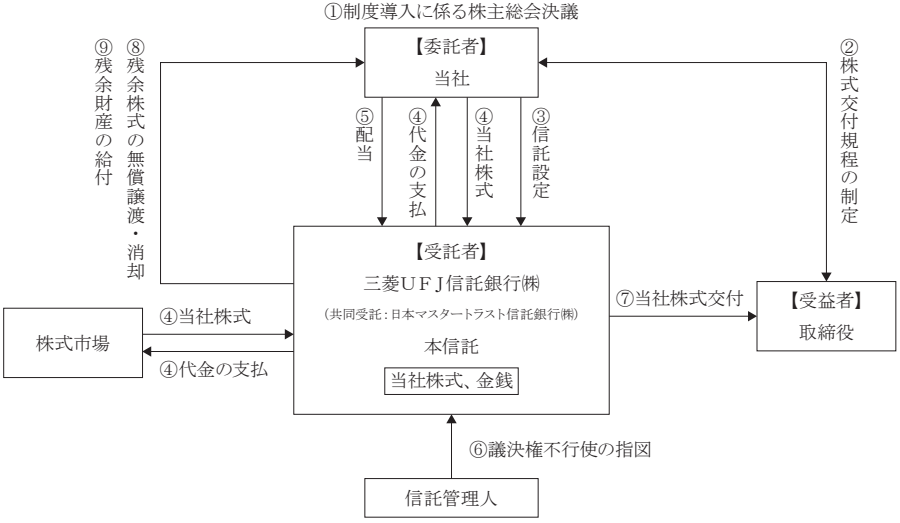

①当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の決議を得ます。
②当社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
⑤本信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役に付与されたポイントに相当する当社株式が退任時に交付されます。
⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

（1） 本制度の概要

本制度は、平成29年３月31日で終了する事業年度から平成31年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて、退任時に役員報酬として当社株式の交付を行う制度となります。

（※） 信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）第２段落に定める。以下同じ。）には、以降の各３事業年度をそれぞれ対象期間とします。

（2） 制度導入手続

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の１年当たりの上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことによ

り、信託期間の延長を行う場合は、当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

（３） 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイント（下記（５）に定める。以下同じ。）に相当する数の当社株式について交付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

① 対象期間中に当社と委任契約を締結している取締役であること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。ただし、社外取締役を除く。）

② 取締役を退任していること（※）

③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと

④ 株式交付規程に定めるポイントが決定されていること

⑤ その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

※ 下記（４）第４段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式の交付が行われることになります。

※ 信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、死亡後、当該取締役の相続人が交付を受けるものとします。

（４） 信託期間

平成28年８月22日（予定）から平成31年８月31日（予定）までの約３年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（３年間）と同一期間だけ延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任

し、当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（５） 取締役に交付が行われる当社株式の数

信託期間中の毎年６月１日に、同年３月31日で終了する事業年度（初回は平成29年３月31日で終了する事業年度。）における業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。取締役には、退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式の交付が行われます。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

（６） 本信託に拠出する信託金の上限及び年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は200百万円※１といたします。

※１ 信託金の上限金額は、現在の取締役の報酬水準等を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、当社の取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は110,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる株式数は、かかるポイントに相当する株式数の上限に服することになります。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの総数の上限に信託期間の年数３を乗じた数に相当する株式数（330,000株※２）が上限となります。

※２ 上記（５）第２段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

（７） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（６）の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています（平成28年に設定する本信託による当初の当社株式の取得は、当社（自己株式処分）からの取得を予定している。）。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合、上記（６）の信託金の上限金額及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追

加取得することがあります。

（８） 取締役に対する株式の交付の方法及び時期

上記（３）の受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に、累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から受けます。

（９） 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。なお、信託報酬及び信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記（４）第４段落の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成28年８月22日（予定）
⑧信託の期間	平成28年８月22日（予定）～平成31年８月31日（予定）
⑨制度開始日	平成28年８月22日（予定）

⑩議決権行使　　行使しないものとします。
⑪取得株式の種類　当社普通株式
⑫信託金の上限額　200百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
⑬帰属権利者　　当社
⑭残余財産　　帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】
①信託関連事務　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務　　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

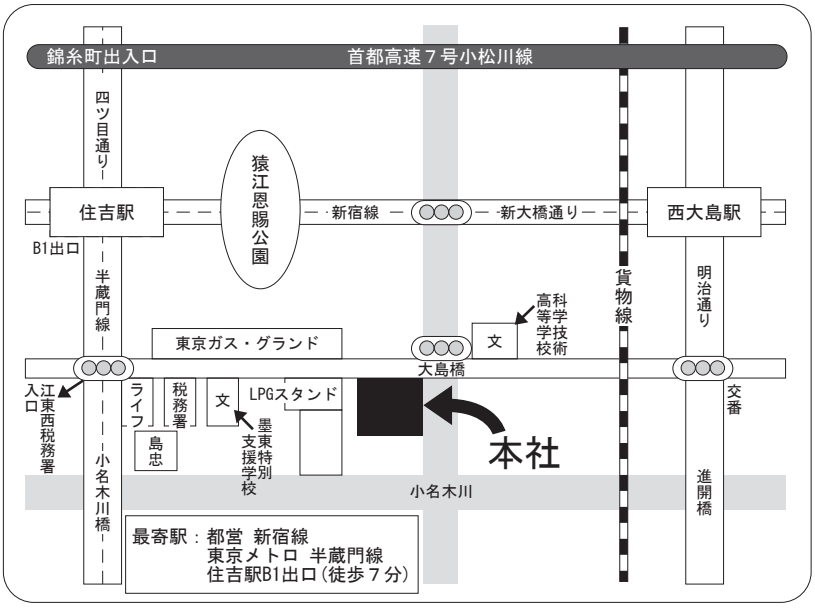

■交通　●都営地下鉄新宿線　●東京メトロ地下鉄半蔵門線
住吉駅Ｂ1出口より徒歩７分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

東京都江東区猿江二丁目16番31号

電話　総務　０３－６７５７－７１６１
　　営業　０３－６７５７－７１７１